

キャッシュカード規定

第1条 (カードの利用)

1. ローソン銀行（以下「当行」という。）が普通預金をご利用となるお客さまに発行・貸与したキャッシュカード（以下「カード」という。）は、次の場合に利用することができます。
 - (1) 当行の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）の ATM を利用して、預金の預入れ、引出し、振込みおよび残高照会をする場合。
 - (2) その他当行所定の取引を行う場合。

第2条 (ATMによる預入れ)

1. ATMによる預入れは、ATMの画面表示等の操作手順その他当行所定の方法に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. ATMによる預入れは、当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。なお、ATMの収容能力を超えるような大量の預入れを繰り返すことにより、ATMの運用に支障をきたすおそれがある場合、当行はATMによる預入れを一時停止できるものとします。

第3条 (ATMによる引出し)

1. ATMによる引出しは、ATMの画面表示等の操作手順その他当行所定の方法に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号、金額を正確に入力してください。
2. 当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証番号と届け出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の引出しを行います。
3. ATMによる引出しの1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、お客さまが当行所定の金額の範囲内でお客さま独自の取引限度額を届け出た場合は、その金額の範囲内とします。また、当行は1日あたりの取引限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。なお、大量の引出しを繰り返すことにより、ATMの運用に支障をきたすおそれがある場合、当行はATMによる引出しを一時停止できるものとします。
4. ATMによる引出しは、当行所定の金額単位で行うものとし、また、1回あたりの引出しは、当行所定の金額の範囲内とします。
5. ATMによる引出しにおいて、引出金額と、第13条第1項に定めるATM利用手数料金額との合計額が預金残高を超えるときは、当該引出しは取り扱いできません。
6. ATMによる引出しの際は、引出時に第13条第1項に定める当行所定のATM利用手数料をお支払いいただきます。

第4条 (ATMによる振込み)

1. ATMによる振込みは、ATMの画面表示その他当行所定の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、暗証番号、振込金額、振込先口座番号その他当行所定の事項を入力する方法により、行うものとします。この場合、振込資金はお客様の普通預金からのお引落としとなります。
2. ATMでの1日あたりの振込限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、1日あたりの振込限度額について、お客様が当行所定の金額の範囲内でお客様独自の振込限度額を届け出た場合は、その金額の範囲内とします。また、当行は1日あたりの振込限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
3. ATMによる振込みの際は、当該振込資金の引出時に第13条第2項に定める当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。ATMによる振込みにおいて、振込金額と、第13条第2項に定めるATM利用手数料金額との合計額が預金残高を超えるときは、当該振込は取り扱えません。
4. 当行が受け付けた振込依頼で、振込先口座へ入金できずに、振込先口座を取扱相手金融機関から振込資金が返金された場合は、お客様の口座に振込資金を入金することとし、振込手数料は返却いたしません。それによって生じた一切の損害については、当行は責任を負いません。振込資金返却時は、お届けのEメールアドレスへ通知いたします。振込結果については、お客様自身で照会等を行いご確認ください。

第5条 (ATM故障時等の取扱い)

1. 災害、停電、故障等によりATMによる取引ができない場合その他やむをえない事情がある場合に限り、当行本店または事務センターにて、所定の営業時間内のみ、預入れ、引出しまたは振込みができるものとします。この場合、お客様本人が当行所定の方法により当行にお申出ください。
2. 前項の規定による引出しまたは振込みは、当行がATM利用不能時のお取扱いとして定めた所定の金額を限度とします。

第6条 (カード・暗証番号の管理等)

1. カードの管理
 - (1) カードは他人に使用され、または紛失し、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。また、カード裏面に記載されたご契約者番号その他の情報（以下「裏面情報」という。）は重要な情報ですので厳重に管理してください。裏面情報については、他人に教えたり、コピーや複製をしたり、パーソナルコンピューターや携帯電話機その他の媒体に記録または記載してはならないものとします。
 - (2) カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用された懸念がある場合には、速やかにお客さまから当行に通知してください。この通知を受けたときは、当行はた

ただちにカードによる預金の引出しを停止する等の措置を講じます。このお手続き前に生じた損害については、当行は本規定に別の定めがある場合を除き、一切責任を負いません。

2. 暗証番号の管理

- (1) 暗証番号は、第三者に知られないようにお客さまの責任において厳重に管理してください。暗証番号を第三者に知られた可能性がある場合には、ただちに当行所定のお手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当行は本規定に別の定めがある場合を除き、一切責任を負いません。
- (2) 暗証番号には、生年月日、同一数字、電話番号等他人から推測されやすい番号の利用を避けるとともに、当行所定のお手続きにより適宜変更をして他人に知られないようにしてください。なお、当行役職員がお客さまに暗証番号をお聞きすることはありません。
- (3) 当行所定の回数以上、暗証番号の誤入力があった場合、当行は当該口座の取引を制限または停止します。この場合、当行所定の方法による再利用開始手続きを行ってください。この届出がなかったこと(届出の遅延を含む。)による損害については、当行は一切責任を負いません。
- (4) 暗証番号を失念した場合、ただちに当行所定の方法による再登録または変更手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

3. 暗証番号の確認

当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行がお客さま本人に交付したカードであることおよび入力された暗証番号が届出のあった暗証番号と一致することを当行所定の方法で確認した場合には、お客さま本人による使用として取り扱い、預金の引出し、振込等の手続きを行います。この場合、本規定に別の定めがある場合を除き、当行は、一切責任を負いません。

第7条 (偽造カード等による引出し等)

偽造または変造カードによる引出しについては、お客さまの故意による場合または当該引出しについて当行が善意かつ無過失であってお客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、お客さまは、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。本条の定めは、ATM以外での取引には適用されません。

第8条 (盗難カードによる引出し等)

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた引出しについては、次

の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該引出しにかかる損害（手数料や利息を含む）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてから速やかに当行への連絡が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、お客さまから十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項のご請求がなされた場合、当該引出しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた引出しにかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。ただし、当該引出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難発生日（当該盗難発生日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金引出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- (1) 当該引出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① お客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ③ お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
5. 本条の定めは、ATM以外での取引には適用されません。

第9条（事項の変更、カードの紛失・再発行等）

1. カードの盗難、紛失が発生した場合、裏面情報を詐取等された場合には、ただちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出を受けたときは、当該カードはただちに無効とし、当行所定の取引を停止します。届出がなかったこと（届出の遅延を含む。）による損害については、当行は一切責任を負いません。

2. 当該カードを紛失し、または盗難された場合で、当該カードの再発行が必要なときは、当行所定の方法により再発行のお手続きを行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
3. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

第 10 条 (代理人カードの発行)

1. 代理人(本人と生計をともにする親族 1 名に限る。)による ATM での普通預金の預入れ・引出し・残高照会および振込みをする場合には、本人から代理人の氏名・暗証番号を届け出てください。この場合、当行が認めた場合に限り代理人カードを発行します。
2. 代理人カードを発行および再発行する場合には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
3. 代理人は、代理人カードにより行うことのできる取引(本規定に定める取引)について、本人を代理する権限を有するものとします。本人は、代理人カードによって行われた取引すべてについて、当行が本人の取引として取り扱うことを承諾し、代理権の有無や範囲の制限について、当行に主張することはできません。
4. 当行が代理人に対して何らかの通知を行う場合は、本人を通じて行うものとします。
5. 代理人カードのご利用を取りやめる場合には、お客さま本人が当行所定の方法により届け出てください。カードのお取扱いについては、当行の指示に従うものとします。
6. 代理人カードのご利用についても本規定を適用します。

第 11 条 (ATM への誤入力等)

ATM の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第 12 条 (解約、カードの利用停止等)

1. 当行「普通預金規定」により預金口座が解約された場合のカードのお取扱いについては、当行の指示に従うものとします。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、ただちにカードを当行にご返却ください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。停止解除にあたっては、お客さま本人が当行所定の方法により当行にお申出ください。
 - (1) 後述する「譲渡・質入れ等の禁止」の条項に定める規定に違反した場合
 - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは引出しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断

した場合

第13条 (ATM利用手数料等)

1. ATM等を使用して預金を預け入れる場合および預金を払い戻す場合には、当行所定の利用手数料をそれぞれいただきます。
2. ATM等を使用して振込みをする場合には当行所定の振込手数料をそれぞれいただきます。
3. 前二項の利用手数料は、いずれも預金の預入時、引出し時および振込時に当該普通預金口座から自動的に引き落とします。

第14条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届け出てください。
4. 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
5. 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条 (譲渡、質入れ等の禁止)

当該カードは譲渡、質入れまたは貸与その他により第三者に使用させることはできません。

第16条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第17条 (規定の変更)

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)